

中山間地域での特別栽培米の定着及び発展条件

永井典昭（熊本県農業研究センター）

Noriaki NAGAI : The Fixation and Development Conditions of Contract Rice in Semimountainous Rural Area

1. はじめに

食糧庁の「消費者世帯の米に対する意識について」のアンケート結果では、有機栽培や無農薬栽培米等の特別な栽培方法についての関心については、「強い関心を持っている」が18%、「関心はある」が60%、と合わせて約8割の人が関心を持っている。

このような消費者意識の中で特別栽培米制度が1987年から発足し、熊本県の中山間地域でも、従来の政府米・自主流通米よりも価格的に有利に販売できるこの制度による無・減農薬の高付加価値米の生産が始まり、本年度6年目をむかえている。1991年産特別栽培米の全国生産量は8,668 tで、米の全生産量の1%に満たないが、伸び率（1991/1988）は13.4倍と急激に増加している。なお、熊本県では451 t、伸び率5.9倍で、全国に比べてゆるやかな増加傾向にある。この報告では、県内の特別栽培米の取り組み3事例の調査結果から、その定着及び発展条件を明らかにした。

2. 結果及び考察

特別栽培米に取り組む場合には、農家は従来の米生産活動にとどまっていた段階から踏み出すことが必要である。まず、消費者の開拓、年間の需要量、価格、栽培方法、譲り渡しの方法の協議が必要であり、次に食糧事務所への予定届、申請及び取り引き後の実績報告等の事務手続きが発生する。また、特別栽培米が消費者に渡るまでのルートは、①生産者自らが、集荷や受検、保管、とう精、配達、代金の回収を直接行うルート②一次集荷業者（農協等）や小売業者に委託するルートと2つがある。しかし、現在のところ県内では②のルートよりも、①の生産者自ら対応する事例が多い。減・無農薬米の栽培技術についても、従来のものとは異なり、個別農家、地域の農家グループ間等の多様な対応が模索されている状況にあり、また多様である。

県内の特別栽培米の取り組み事例として、A村の①農協支援型、B町の②農家グループ共同型、C町の③個人リーダー型の3タイプについて調査したので、以下にその概要を整理する。

事例①の農協支援型は、農協に良質米生産部会が組織され、主にその部会の中で技術の模索と情報が交換され、従来に比べて特に除草作業に多くの時間を要している。また、事務手続き、配送、代金回収等は農協が分担し、農家は減・無農薬米の生産に専念している。その結果、栽培技術の改良、修得により生産量は年々増加傾向にあり、消費者の需要に対応した今後の発展性が期待される。

事例②の農家グループ共同型でも、栽培技術改善のた

め有機減農薬研究会が組織され、農協支援型と同様に除草作業に問題を抱えている。しかし、その他の事務手続き、保管・流通等については、グループ間で役割分担され、円滑に行われている。事例①より全体の生産規模は比較的小さく、消費者の需要対応について限界がみられる。

以上2つの事例では、ブランドの確立のため、それぞれ独自の米袋を作成する一方、田植、稲刈り等の交流事業も実施している。また、農協支援型は、地域のトータルブランド、農協グループ共同型は、厳選ブランド的なイメージづくりを目指している。

事例③の個人リーダー型は、特別栽培米申請の事務処理を始め、生産技術の取得から精米配達・代金の回収まで、リーダーの負担による部分が多く煩雑であり、ミスが発生も出ている。交流事業、独自ブランドの確立をねらった活動は実施されておらず、消費者の入れ替わりも起きており、すでに可能取扱量の限界に達し、現状維持といった程度で推移している。

熊本県内の先進的地域のB町の調査結果によると、特別栽培米の生産は取量的には県平均の93%程度であるが、無農薬米の販売価格が27千～28千円/俵とかなり高く取り引きがされており、県平均に対し単位面積当たりの所得が1.7倍、1日当たりの家族労働報酬が16千円程度（3.4倍）であり、中山間地域での高付加価値作目の1つとなってきた。労働時間については、特に有機質の元肥散布、除草作業について、県平均より約10時間程度多くかかっており、技術の改善が図られている。

3. むすび

概して、中山間地域では狭小な圃場に多品目の農産物が生産されている。特別栽培米制度による米生産は、雑草防除作業等で従来の栽培技術に対し、時間が長くなりかつその労働強度面でも厳しい点があるが、農家経営の中でウェイトを高めている事例が多く、農家数も序々に増加している。消費者の安全・健康志向に支えられた特別栽培米の生産、流通、販売及び交流事業を円滑に行う必要がある。しかし、県内の特別栽培米の取り組み状況をみると、個別農家及び農家グループによる事例が多く、現在は必ずしも円滑ではない。特別栽培米の定着、発展条件としては、減・無農薬米のより一層の安定栽培技術の確立と合わせて、消費者の開拓、食糧事務所の事務手続き、米の調製保管・発送、代金回収及び交流事業等の新たな負担を円滑に行う必要がある。したがってそのための機能を備えた組織体制の整備・関係機関の支援体制の確立が特に求められる。